

完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

来年（２０１１年）７月２４日をもってアナログ放送を終了、完全に地上デジタル放送に移行することが予定されています。総務省の調査では、２０１０年３月時点で地デジの世帯普及率が８３．８％と発表されました。

しかしながら、離島を抱える沖縄県や山間部の多い岩手県では普及率が７０％未満となっており、ビルの陰などで電波が届きにくい施設の対策は達成率が約４８％となっています。さらに、共同アンテナ改修が必要なマンションなどが２１０万施設への対応も約７７％にとどまっています。

地上デジタル化まで１年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を打つことが必要です。

一方、現在残存するアナログテレビは推定約３，５００万台といわれ、これらは来年７月の地デジ完全移行で大量の“廃棄物”となることから、不法投棄の懸念も指摘されています。不要テレビの処分に関する対策も検討されるべきです。

地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取り組みが不可欠であり、政府は自治体の取り組みをサポートすべきです。

よって、国におかれては、下記のとおり、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう取り組みに努められますよう要望します。

記

- １． 離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、全国現在５２カ所）の相談窓口をさらに増やすこと。
- ２． 地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるよう、予算措置などの支援策を十分に講じること。
- ３． 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。
- ４． 大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なりサイクル回収を着実に推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

平成２２年９月１５日

大和高田市議会